

作成日 2016/02/09

改訂日 2018/11/22

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 HNTルーフプライマー  
 製品コード 253031-1  
 整理番号 HNT0033684-2  
 供給者の会社名称 東日本塗料株式会社  
 住所 124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号  
 担当部門 品質保証部  
 電話番号 0480-65-5880  
 FAX番号 0480-65-5798  
 緊急連絡電話番号 0480-65-5880  
 推奨用途及び使用上の制限 塗料

2. 危険有害性の要約  
GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分3  
 健康有害性 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4  
 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2  
 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1  
 呼吸器感作性 区分1  
 皮膚感作性 区分1  
 生殖毒性 区分1B  
 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻醉作用 気道刺激性)  
 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器 中枢神経系 肺)  
 環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分2  
 水生環境有害性(長期間) 区分2  
 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

## GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険  
 危険有害性情報 H226 引火性液体及び蒸気  
 H315 皮膚刺激  
 H318 重篤な眼の損傷  
 H330 吸入すると生命に危険  
 H304 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
 H334 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ  
 H401 水生生物に毒性  
 H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、中枢神経系、肺の障害のおそれ  
 H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き  
 安全対策 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)  
 使用前に取扱説明書入手すること。(P201)

- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
- 容器を密閉しておくこと。(P233)
- 容器を接地すること。アースをとること。(P240)
- 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
- 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
- ガスの吸入を避けること。(P261)
- ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)
- 粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
- 環境への放出を避けること。(P273)
- 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
- 保護手袋を着用すること。(P280)
- 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
- 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- 特別な処置が必要である。(P321)
- 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
- 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
- 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
- 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
- 気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
- 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
- 漏出物は回収すること。(P391)
- 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
- 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
- 施錠して保管すること。(P405)

応急措置

保管

## 廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報  
化学物質・混合物の  
区

## 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
石油ナフサ	25～35%	—	—	—	64742-81-0
低沸点芳香族ナフサ	15～25%	—	—	—	64742-95-6
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	15～25%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	既存	95-63-6
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1.0～6.0%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	既存	108-67-8
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	1.0～10%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	既存	526-73-8
n-ノナン	1.0～5.0%	CH3(CH2)7CH3	(2)-9	既存	111-84-2
クメン	1.0%未満	C9H12	(3)-22	既存	98-82-8
キシレン	1.0%未満	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

## 労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号)

キシレン(法令指定番号:136)(0.9%)

クメン(法令指定番号:138)(0.9%)  
トリメチルベンゼン(法令指定番号:404)(33.6%)

ノナン(法令指定番号:432)(5%)  
石油ナフサ(法令指定番号:330)(25%)  
灯油(法令指定番号:380)(35%)

化学物質排出把握管理  
促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

1, 2, 4-トリメチルベンゼン(法令指定番号:296)(19%)

1, 3, 5-トリメチルベンゼン(法令指定番号:297)(4.6%)

## 4. 応急措置

## 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

## 皮膚に付着した場合

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。  
特別な処置が必要である。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

## 眼に入った場合

多量の水と石鹼で洗うこと。  
目の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合	<p>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 口をすすぐこと。 医師の診断、手当てを受けること。</p>
5. 火災時の措置	
<p>消火剤 使ってはならない消火剤 特有の危険有害性</p>	<p>泡、乾燥砂、粉末、炭酸ガス 棒状注水。</p> <p>火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器内に水を入れてはいけない。 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>
特有の消火方法	
消火を行う者の保護	
6. 漏出時の措置	
<p>人体に対する注意事項 、保護具及び緊急時</p>	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p> <p>漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 関係者以外は近づけない。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 危険でなければ漏れを止める。</p>
<p>環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方</p>	
二次災害の防止策	<p>大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる：しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。 少量の場合、漏洩物は清潔な帯電防止工具を用いて集め、プラスチック容器に入れゆるく覆いをし、後で廃棄処理する。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	<p>技術的対策 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p> <p>安全取扱注意事項 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</p>
保管	<p>接触回避 『10. 安定性及び反応性』を参照。</p> <p>安全な保管条件 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。</p>

## 8. ばく露防止及び保護措置 設備対策

### 保護具

呼吸器の保護具  
手の保護具  
眼の保護具

皮膚及び身体の保  
護具

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
取扱いについては全体換気装置を設置した場所  
で行う。  
本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設  
及び安全シャワーを設置したほうがよい。  
適切な呼吸器保護具を着用すること。  
保護手袋を着用すること。  
保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、  
ゴーグル型)。  
眼の保護具を着用すること。  
必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用す  
ること。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 外観

物理的状態  
形状  
色

液体  
液体  
淡黄色透明  
溶剤臭  
データなし  
データなし  
データなし  
130°C

### 臭い

臭いのしきい(閾)値

pH

融点・凝固点

沸点、初留点及び沸  
騰

引火点

蒸発速度

燃焼性(固体、気体)

燃焼又は爆発範囲

下限  
上限

41°C (セタ密閉式)  
データなし  
データなし  
0.6Vol%  
8Vol%  
データなし  
データなし  
0.85g/cm<sup>3</sup>  
データなし  
データなし  
288°C  
データなし  
データなし  
データなし

蒸気圧

蒸気密度

比重(密度)

溶解度

n-オクタノール/水分

配係数

自然発火温度

分解温度

粘度(粘性率)

動粘性率

## 10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

危険有害反応可能性

避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成

特になし  
保管の項目記載の保管条件で安定。  
有機物であるため、酸化性物質と接触すると、  
発火、爆発の危険性がある。強酸、強アルカリ  
と反応する恐れがある。  
直射日光、炎、火花、高温体との接触を避ける  
。  
特になし  
特になし

## 11. 有害性情報

急性毒性

吸入

ATEmix=(100 - 95.20%) / ((0.90% / 27.57m  
g/l) + (3% / 16.79mg/l) + (0.90% / 9.83mg  
/l)) 計算結果が15mg/lのため、区分4に該当

皮膚腐食性及び皮膚  
刺

。 加成型が適用できる成分からの判定:

眼に対する重篤な損傷	区分2の成分合計が10%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。 加成方式が適用できる成分からの判定:
呼吸器感受性 皮膚感受性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性(単	眼区分2B+眼区分2の成分合計が11%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分1に該当。 データなし データなし データなし データなし キシレンが0.9% $\geq$ 0.3%のため、区分1Bに該当。 区分3(麻酔作用)の成分合計が33% $\geq$ 20%のため、区分3(麻酔作用)に該当。 区分3(気道刺激性)の成分合計が32% $\geq$ 20%のため、区分3(気道刺激性)に該当。
特定標的臓器毒性(反	1, 3, 5-トリメチルベンゼンが4.6% $\geq$ 1%のため、区分2(呼吸器)に該当。 1, 3, 5-トリメチルベンゼンが4.6% $\geq$ 1%のため、区分2(中枢神経系)に該当。 1, 2, 4-トリメチルベンゼンが19% $\geq$ 10%のため、区分2(中枢神経系)に該当。 1, 2, 4-トリメチルベンゼンが19% $\geq$ 10%のため、区分2(肺)に該当。 データなし
吸引性呼吸器有害性	水生生物に毒性
12. 環境影響情報 水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期) オゾン層への有害性	長期的影響により水生生物に毒性  モントリオール議定書の付属書に列記された物質を含まない。
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
汚染容器及び包装	
14. 輸送上の注意 国際規制	海上規制情報 UN No. 1263 Proper Shipping Name PAINT Class 3 Packing Group III Marine Pollutant Applicable

	Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC	Not applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1263
	Proper Shipping Name	PAINT
	Class	3
国内規制	Packing Group	III
		取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。
		陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。
		海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。
		航空輸送 航空法に定めるところに従う。
	陸上規制	該当しない
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	国連分類	3
	容器等級	III
	海洋汚染物質	該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC	非該当
	コードによるばら積み輸送される液体	
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	国連分類	3
	等級	III
緊急時応急措置指針番号		128

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号)
	作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
	危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	第4類 第二石油類(非水溶性)
悪臭防止法	特定悪臭物質(施行令第1条)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法	揮発性有機化合物 法第2条第4項(平成14年度VOC排出に関する調査報告) 個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 油性混合物(施行規則第2条の2) 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項
外国為替及び外国貿易 船舶安全法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法) 化学物質排出把握管理 促進法(PRTR法) 労働基準法	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)  第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)  疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

連絡先 参考文献	東日本塗料株式会社 溶剤便覧 製品評価技術基盤機構(NITE) メーカーSDS 日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」 日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」 日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」 日本ケミカルデータベース製物質データベース
その他	[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分注意して下さい。 この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。 記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。 注意事項は通常の手取り扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。 又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。



変更点

- 「2. 危険有害性の要約」に変更があります
- 「3. 組成及び成分情報」に変更があります
- 「4. 応急措置」に変更があります
- 「6. 漏出時の措置」に変更があります
- 「8. ばく露防止及び保護措置」に変更があります
- 「9. 物理的及び化学的性質」に変更があります
- 「11. 有害性情報」に変更があります
- 「12. 環境影響情報」に変更があります
- 「15. 適用法令」に変更があります

